

「避難行動要支援者個別避難計画作成」取組経過について

1. 避難行動要支援者制度の変遷

(1) 避難行動要支援者名簿の作成の義務化

東日本大震災時、高齢者、障がい者等に対する避難支援等の対応が不十分であった教訓を踏まえ、平成 25 年に災害対策基本法の改正により、災害時、お一人での避難が困難な方（避難行動要支援者。以下、要支援者という）の名簿作成が市に義務づけられました。市では、避難行動要支援者名簿（以下、名簿という）を作成するとともに、地域への名簿提供について同意を得られた方の名簿を民生委員や自治会等に提供してきました。

(2) 個別避難計画作成の努力義務化

令和 3 年の同法改正により、自治体が地域防災計画に定めた優先度の高い避難行動要支援者（以下、優先作成者という）について、避難支援等実施者（以下、支援者という）や避難場所、避難経路等を記載した個別避難計画（以下、計画という）をおおむね 5 年程度（令和 3 年度～令和 7 年度）で作成することが努力義務とされました。

守谷市においては、市防災ハザードマップにおいて浸水想定区域や急傾斜地で土砂災害警戒区域等に指定されている地域（以下、ハザードマップ対象地域という）にお住まいの方を優先作成者として、計画作成を進めています。なお、優先作成者以外の要支援者についても、出来るだけ早期に計画を作成します。

2. 避難行動要支援者数

守谷市の令和 4 年 11 月 1 日現在の要支援者数等は下記のとおりです。

要 件	要支援者数	名簿提供 同意者数	優 先 作成者数
要介護 3・4・5	363	221	31
身体障害者手帳 1 級・2 級	573	395	33
精神障害者手帳 1 級・2 級	242	90	6
療育手帳○A（最重度）・A（重度）	110	87	7
要介護 1・2 で、認知症高齢者の 日常生活自立度ランクがⅡ、Ⅱa、 Ⅱb、Ⅲ、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はM	351	214	25
災害時の支援を必要とする理由を 有する方で名簿掲載を希望する方	624	476	46
合 計	2,263	1,483	148

3. 個別避難計画の作成手順

標準的な計画作成の手順は下記のとおりです。

要支援者の心身の状況や避難時の配慮事項、地域の避難体制等についてご意見をいただくため、福祉事業所や自主防災組織の方にも必要に応じて計画作成に参加していただきます。

- ① 要支援者に計画作成の同意確認
- ② 計画作成同意者に災害時の支援者の有無等について確認
- ③ 市、社会福祉協議会、要支援者、支援者、自主防災組織、福祉事業所等と一緒に計画を作成
- ④ 作成した計画の内容を市に登録後、支援者、自治会・町内会、民生委員等へ計画を提供

4. モデル事業の実施

計画作成に際しての課題等の精査を行い、作成を円滑に進めていくため、計画作成のモデル事業を進めてきました。

モデル事業の地区選定にあたっては、ハザードマップ対象地域であること、自治会、自主防災組織等の協力を得られる地域であることを条件に検討しました。検討の結果、大野地区にてモデル事業を実施することに決定し、令和4年10月以降、モデル事業を進めています。

<大野地区でのモデル事業の進捗状況>

- (1) 大野地区の自治会・町内会、自主防災組織、まちづくり協議会、民生委員向けに2回の説明会を実施
 - ①令和4年10月1日 第1回大野地区説明会（制度趣旨説明）
 - ②令和5年1月15日 第2回大野地区説明会
（作成手順説明、参考事例紹介、地域ごとのワークショップ）
- (2) 広報活動
制度趣旨等の回覧（別紙）、ポスター作製、広報誌への掲載
- (3) 計画の作成
令和5年2月以降、モデル事業対象者12名の計画を作成開始。
モデル事業対象者に対して、計画作成の意向確認を実施したところ、作成同意者7名、作成不同意者5名。
作成同意者のうち、令和5年3月9日現在で2名の計画を作成済。

5. 今後の予定

今後、令和5年3月中にモデル事業の残り5名の計画を作成したうえで、令和5年4月以降、モデル事業の内容を精査し、計画の作成方法、地域ごとの作成の進め方等を検討し、大野地区以外でも計画作成を推進していく予定です。